

薬生発 0215 第 3 号  
平成 29 年 2 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「パーマネント・ウェーブ用剤製造販売承認基準について」の一部改正について

医薬部外品のうち、パーマネント・ウェーブ用剤の製造販売の承認については、「パーマネント・ウェーブ用剤製造販売承認基準について」（平成 27 年 3 月 25 日付け薬食発 0325 第 35 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。）により取り扱ってきたところです。

また、パーマネント・ウェーブ用剤の分離申請については、「パーマネント・ウェーブ用剤の分離申請の取扱いについて」（平成 26 年 12 月 10 日付け薬食審査発 1210 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）及び「パーマネント・ウェーブ用剤の新規申請に係る分離申請の取扱いについて」（平成 27 年 9 月 25 日付け薬食審査発 0925 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）により取り扱ってきたところです。

今般、局長通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるようご配慮願います。

なお、本通知は平成 29 年 4 月 1 日以降に製造販売承認申請される品目について適用します。

#### 記

局長通知の別紙「パーマネント・ウェーブ用剤製造販売承認基準」を次のように改正すること。

2（4）ア中「医薬食品局審査管理課長」を「医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長」に改める。

別表 1 の効能効果欄の次に申請方式欄を追加する。

〔別表1〕

パーマメント・ウェーブ用剤有効成分区分表

効能 効果	申請 方式	分類	I 欄	II 欄	III 欄		
					A	B	
パーマ メント・ ウェーブ	一 品 目 申 請 又 は ※ 分 離 申 請	チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とするコールド二浴式又は加温二浴式パーマメント・ウェーブ用剤	第1剤	○			
			第2剤			○	
		システイン、システインの塩類又はアセチルシステインを有効成分とするコールド二浴式又は加温二浴式パーマメント・ウェーブ用剤	第1剤		○		
			第2剤				○
	一 品 目 申 請	チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とするコールド一浴式パーマメント・ウェーブ用剤	第1剤	○			
			チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とする第1剤用時調製発熱二浴式パーマメント・ウェーブ用剤	第1剤の(1)	○		
第1剤の(2)				○			
	第2剤				○		
縮毛 矯正	一 品 目 申 請 又 は ※ 分 離 申 請	チオグリコール酸又はその塩類を有効成分とするコールド二浴式・加温二浴式縮毛矯正剤又は高温整髪用アイロンを使用するコールド二浴式・加温二浴式縮毛矯正剤	第1剤	○			
			第2剤				○

※ 分離申請は業務用に限る。